

天眼鏡

基本計画策定と酪肉近見直し

本誌の本年6月号に寄稿した「畜政も農政と一体的に議論すべき時代」の続きである。畜産の産出額は3.5兆円と農業産出額のほぼ4割を占め、米の1.4兆円、野菜の2.2兆円（いずれも2022年）を大きく上回っているが、食料・農業・農村基本法（以下「基本法」）の改正にともなう国会の審議では、畜産については耕畜連携等で若干触れられる程度にとどまった。畜産関係の現場からは、「基本法論議の中ではちっとも畜産関係について出てこない」「おれたちと基本法は関係ない」との声もいただいた。国会で行われた審議が十分かどうかは横に置き、本来、農業と畜産は地域で連携しながら発展してきたもので、また基本法改正にかかる国会での論議は、農業が抱える問題点等をマスコミをつうじて国民が知ることができる貴重な機会でもあり、畜産を抜きにしての国会審議はあまりにももったいない旨を述べた。

さて農水省は9月10日、食料・農業・農村政策審議会（以下「農政審」）畜産部会を開催し、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」（以下「酪肉近」と「家畜改良増殖目標」）についての見直しを諮問した。酪肉近は「酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」、通称「酪肉振興法」に基づいて、酪農・肉用牛生産の健全な発展と牛乳・乳製品、牛肉の安定供給に向けた取組や施策の方向を示すものとされている。また酪肉近は、都道府県が作成する「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」等関連施策の運用の指針ともなる。

農林水産省は、酪肉振興法に基づき、基本方針、すなわち酪肉近の見直しを概ね5年ごとに行っている。新聞報道によれば、酪肉近について10～11月にテーマごとの議論を行ない、来年1月に構成案、2月に骨子案、3月中旬頃に本文案を示し、3月下旬頃に答申予定であるとされる。諮問に当たって武村農水副大臣は「令和2年に策定された酪肉近、また家畜改良増殖目標に

ついて、食料・農業・農村基本計画と時を同じくして見直す」ことにしている旨、挨拶しておられる。

ここであらためて酪肉近をめぐる動きを取り上げたのは、先の5月29日に改正法案が成立した基本法と「酪農及び肉用牛生産」の関係を整理・確認しておきたいが故である。今回の酪肉近をめぐる流れ等を見る限りは、酪肉振興法は「酪農及び肉用牛生産」に関する基本的な位置づけがなされており、酪肉近は「酪農及び肉用牛生産」についての基本計画に対応したものとされているように理解される。そして今回は現行の酪肉振興法を前提にしたうえで、基本計画に対応する畜酪近の見直しが農政審畜産部会に諮問されている。

ここで情勢を確認しておく、諸資材の値上がりは顕著で、農業経営は大きな打撃を被っているが、飼料価格の高止まりに子牛価格の下落が重なり、畜産、中でも酪農の打撃は大きく「酪農危機」が叫ばれている。2023年3月に公表された中央酪農会議の実態調査によれば①日本の酪農家が経営する牧場の84.7%は過去1か月の経営状況が「赤字」、②赤字経営の酪農家の4割以上が1か月の赤字額が「1000万円以上」、③酪農家の86.0%が借入金を抱え、そのうち、6軒に1軒は「1億円以上」と、あり、事態は深刻で食料安全保障にも大きく関係する。

畜産には独特な問題もあって別扱いにされてきた歴史があり、「酪農及び肉用牛生産」は基本法とは別扱いとされ、同じ畜産でも豚・ブローラー・養鶏等は範疇外とされている。まして副産物業界の動向については知る由もない。基本法をめぐる議論が展開されたとはいえ、触れられずにいる”穴“は多い。今回の酪肉近の見直し諮問は、農業全体との関係、他の畜産との関係等をも議論する貴重な機会ではあるのだが・・・。

（農的社会デザイン研究所 代表 蔦谷栄一）